

今後の検討方針(案)

第1回制度検討特別委員会で適当とした6つの議題について、技術士資格取得前後の流れに合わせて以下のように区分した。また、現段階で考えられる各議題の今後の検討の流れをまとめた。

◆ 主な議題

- (1) 初期能力開発段階の在り方
 - 第一次試験の適正化
 - 技術士補、IPDの在り方
- (2) 更新制度の導入と国際的通用性
 - 継続研さんの在り方（CPDの在り方）
 - 総合技術監理部門の在り方
 - 国際的通用性（国際資格（APEC エンジニア、IPEA 国際エンジニア）の在り方）
- (3) 普及拡大・活用の促進

◆ 各議題の今後の検討方針

(1) 初期能力開発段階の在り方

○第一次試験の適正化

前期までに議論が活発に行われ、専門科目についての大くり案（系）も示されている。

⇒ 実際にこの案を用いて試験実施を行うため、受験生の立場から実施方法等を検討する。

・技術部門ごとの試験でなくなると現行の技術士補資格制度との間に矛盾が生じてしまうため、技術士補制度についても同時に検討を進める必要がある。

・部門によっては受験する科目、選択する科目が枝分かれしてしまい違う系の中に含まれてしまうため、系の区分については改めて部門横断的な議論を行う必要がある。

○技術士補、IPDの在り方 [参考資料5、6]

7期末に提案された方法(※)を用いるのか、新たに検討しなおすのかを決める。

⇒ 法改正を行う（名称変更、廃止）か、技術士補の活用を行うのか等

(※)詳細は3ページの【参考】に記載

(2) 更新制度の導入と国際的通用性

○継続研さんの在り方（CPDの在り方） [資料4、参考資料3、4]

・更新制の導入の目的の明確化 → 更新制の導入しか方法はないのか

・現在の努力義務規定との整合性をどうするか

→ CPD制度の拡充等で研さんを確認できるのでは

・更新を導入する場合 ⇒ 内容、条件の検討

（実施機関、更新対象、期間(資格の有効期限)、条件、実施機関(講習や更新登録について)、業を終えた人の扱いなど)

○総合技術監理部門の在り方

- ・求められるもの、位置付けの明確化

総合技術監理部門に求められる能力を明確化する。

→ それに伴って改めて位置づけを定める。(20部門と同列の1部門とする、他部門の1段上の資格とするなど)

→ 位置づけや求められる能力を確認できる方法で試験等の実施内容を検討する。

- ・当面の試験実施方法について

青本が絶版になり、受験者にも試験を作成する側にも参考とすべきものがなくなってしまった(受験者向けに技術士会のキーワード集が公表されている)ため、青本の代わりになるものを作成する必要があるか。

○国際的通用性(国際資格(APEC エンジニア、IPEA 国際エンジニア)の在り方)

IPEA 国際エンジニア、APEC エンジニア、日豪協定で日本人の技術士の海外での活動を支援しようという取り組みが行われているが、実際の登録者は減少している。

⇒ 国際的同等性が保たれるよう制度の見直しを行い、技術士が世界に出やすい環境にする。

⇒ 国際的に活躍できる環境づくり(具体的に何をすべきかは、ヒアリング等が必要か。)

(3) 普及拡大・活用の促進

[活用の目的、具体的な方針の決定]

- ・現在業を行っている技術士が何を求めているのかを調査する。(例：ヒアリング等)

→ どのような面で活用を広げていけばよいかを確認する。

● 考えられる活用方策の意見

[技術士資格の活用]

① 公的活用

建設分野を中心に法令に定める必置の技術者となれること、公的機関の調達の際に加点が行われるものがあること等の活用が行われている。

⇒ 公的機関に対し活用の幅を広げるよう求め、連携を強化する。

② 企業による活用

⇒ 採用や昇進等で有利になる仕組みづくりや、採用直後に一次試験受験を研修の一部として利用する等の活用が行われるよう企業に働きかける。

[JABEE 制度の活用]

認定課程を増やすことで受験者、技術士の認知度の向上等につなげる。

⇒ JABEE 課程の卒業生が技術士試験を受験するよう大学との連携を図るなど。

[他の国家資格との相互活用]

前期は他の資格調査の結果、中小企業診断士試験、情報処理技術者試験のうち、特定の試験を合格した者に対して技術士一次試験の科目を一部免除することが適当とした。

⇒ 他資格保有者が技術士資格を取りやすく、また、技術士資格保有者が他資格を取りやすいような、相互活用を拡大する取り組みを行うため、他省庁に働きかける。

[海外資格との相互承認]

- ・海外資格との相互承認を進めることで、技術士が国際的に活躍できるような環境を作る。

【参考】技術士補制度について7期で示されていた方針

これまでの議論の内容(資料1参照)を踏まえ、主に技術士補制度についての議論が行われていた7期にて提案、検討されていた方針をまとめると以下のようになる。なお、実際にこの方針で進めていくかについては改めて議論が必要である。

○現在技術士補に登録している方がいる以上、廃止することは法的権利に対する不利益措置となるため(※)、現行の技術士制度は維持する。

(※)このような場合、法改正を行うためには相当十分な理由が必要になる。

○技術士に向けての学習や実務を行っていることを各自が自覚し、技術士へ進む過程を意識すること、また、企業等にその段階にあることを明示するため、一次試験合格者、JABEE 認定課程修了者に対して例えば「修習技術士」というような名称を付与する。

→資格として与えるのではなく、あくまで呼称として与えるため、制度的に導入する。実施方法については検討が必要。(法改正等は行わなくても実施できるか。)

○上記2つを並行して実施しつつ、今後の方針について検討を進める。

検討方針(案)としては以下の通り。(過去の議論の中から抽出)

・技術士補制度の登録法等の見直し

指導技術士…一次試験合格部門、若しくはJABEE認定課程ごとの指定の部門と同一部門の指導技術士を見つけることが困難であるため、部門指定の緩和などの検討。

IPDの活用…現在の指導者の有無ではなく、IPDを基準として2次試験受験要件となる業務経験年数の短縮を行うなど、IPDを制度に組み込む等の検討。

名称の変更…実施できる業務がない、修習の段階に「補」という名称が合うか

登録方法(登録料等)、法改正の要否(廃止や名称変更の場合)

・「修習技術士」継続の可否や内容、継続方法などの検討

(そのまま補、修習ともに継続する場合技術士補との関係性などの検討が必要。)